入札公告の訂正

次のとおり訂正いたします。
令和７年10月８日
契約担当役
国立研究開発法人物質・材料研究機構
財務部門長　岡部　　渉
◎調達機関番号　802　◎所在地番号　08
○第５号
１　掲載日　令和７年９月26日（号外政府調達第179号）
２　訂正内容　19ページ　４段落目、国立研究開発法人物質・材料研究機構の入札公告第40号中、「４　その他」を「４　その他　第39号に同じ。」に訂正、４⑴～⑻を削除します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和７年10月８日
支出負担行為担当官
四国地方整備局長　豊口　佳之
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37
１　事業概要
⑴　品目分類番号　41、42
⑵　事業名　国道11号　伏石地区電線共同溝ＰＦＩ事業
⑶　対象施設　電線共同溝（道路法（昭和27年法律第180号）第２条第２項の９に定める電線共同溝（道路附属物））、道路（車道、歩道等）、道路附属物（道路照明、道路標識等）
⑷　事業場所
①　所在地　香川県高松市林町地区～太田下町地区
②　事業対象　一般国道11号
・伏石地区　林町～太田下町
③　延長
・伏石地区　約1.85㎞
⑸　事業内容　国道11号　伏石地区電線共同溝ＰＦＩ事業（以下「本事業」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「ＰＦＩ法」という。）第７条の規定に基づき、特定事業として選定された事業として、選定事業者が設立した特別目的会社（以下「ＳＰＣ」という。）又は選定事業者（以下「事業者」という。）が、ＢＴＯ（Build-Transfer-Operate）方式）により、電線共同溝等の建設、維持管理を行うものである。次に主な業務を示すが、より詳細な業務内容については、要求水準書を参照すること。
①　調査・設計業務
ア　事前調査業務
イ　詳細設計業務
ウ　調整マネジメント業務（設計段階）
②　工事業務
ア　既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務
イ　電線共同溝工事業務
ウ　調整マネジメント業務（工事段階）
エ　本施設の所有権移転業務
③　工事監理業務
ア　工事監理業務
④　維持管理業務
ア　点検業務
イ　補修業務
ウ　台帳作成・管理業務
エ　調整マネジメント業務（維持管理段階）
⑹　事業期間　事業契約締結日から令和37年３月31日まで
⑺　本事業は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点または減点を行う事業である。
⑻　本事業における工事業務は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴ（作業土工（床掘工）、舗装工）の全面的活用を図るため、事業者の提案及び協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理及び検査並びに工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について、３次元データを活用するＩＣＴ活用工事（施工者希望Ⅱ型）の対象工事である。
２　競争参加資格
⑴　基本的要件
①　応募者は、１⑸に掲げる業務を実施することを予定する単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。
②　応募グループの場合は、当該グループを構成する企業（以下「構成員」という。）の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。なお、応募企業の場合は代表企業を兼ねるものとする。また、構成員のうち、代表企業以外の企業を構成企業という。
③　応募企業又は応募グループの全ての構成員は、次のアからウまでの要件を全て満たすこと。
ア　直近３期が債務超過でないこと。
イ　経常収支が３期連続で赤字でないこと。
ウ　３期以上の決算を迎えていること。
④　応募企業又は応募グループは、ＳＰＣを設立することができるものとする。
１）ＳＰＣの設立において、代表企業及び構成企業はＳＰＣに出資すること。また、ＳＰＣへの出資については、次のアからウまでの要件を満たすこと。
ア　代表企業及び構成企業の保有するＳＰＣの株主総会における議決権の合計が、全議決権の２分の１を超えること。
イ　代表企業の議決権保有割合が株主中唯一最大となること。
ウ　ＳＰＣの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでＳＰＣの株式を保有することとし、四国地方整備局の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。
２）ＳＰＣを設立する場合は、応募企業又は構成員以外の者で、当該ＳＰＣより業務を受託し又は請負うことを予定する者（以下「協力企業」という。）についても、第一次審査資料の提出時に協力企業として明記すること。なお、協力企業とは、ＳＰＣの設立において、ＳＰＣに出資しない企業のことである。
３）ＳＰＣを設立する場合は、応募企業又は応募グループの全ての構成員は、上記③のアからウまでの要件を満たさなくてもよい。
⑤　ＳＰＣを設立しない応募グループが契約締結までに共同企業体を結成する場合は、グループ内の構成員間で共同企業体協定書を締結するものとする。
⑥　応募にあたり、代表企業、構成企業又は協力企業それぞれが、１⑸に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。ただし、同一の者又は相互に資本関係又は人的関係において関連のある者が１⑸③に掲げる工事監理業務と１⑸②に掲げる工事業務のうちア　既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務及びイ　電線共同溝工事業務を兼ねて実施することはできない。また、応募企業の場合、１⑸③に掲げる工事監理業務を資本関係又は人的関係において関連のない者に委託すること。また、１⑸に掲げる業務以外の業務を実施するその他企業は、実施する業務を明らかにすること。
⑦　代表企業、構成企業又は協力企業の変更は認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限までに代表企業、構成企業又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、四国地方整備局と協議するものとし、四国地方整備局が変更を認めた場合はこの限りではない。また、落札者決定後に、既存ストックを活用する工事を行うこととなった場合は、四国地方整備局と協議し、四国地方整備局の承諾を得た上で、２⑷④の要件を満たし、かつ既存ストック所有者が指定する企業を協力企業ないしは下請負人として追加することができる。
⑧　代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかが、他の応募企業あるいは応募グループの代表企業、構成企業又は協力企業でないこと。
⑨　代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係において関連のある者が、他の応募企業あるいは応募グループの代表企業、構成企業又は協力企業でないこと。
⑩　上記⑥及び⑨の「資本関係又は人的関係において関連のある者」について、詳細は入札説明書による。
⑵　応募者共通の参加資格要件　応募企業及び応募グループの構成員並びに協力企業は、次の①から⑧までの要件を満たさなければならない。
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。